

## 横浜町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

横浜町は、青森県の東部に位置し、下北半島の首位部、陸奥湾に面した臨海山村である。東西12km、南北23km周囲68kmで、126.55km<sup>2</sup>を有し、海岸線から次第に丘陵地帯となり山林を形成し、町の面積の40%を国有林が占めている。平成22年の国勢調査の人口総数は4,881人で、平成27年の国勢調査では4,535人で346人の減少となっており、年齢3区分別にみると年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加している。また、平成27年10月策定の横浜町人口ビジョンでは、2025年には4,038人まで減少すると推測され、高齢化率も増加し高齢化社会に伴う諸課題も迫っている。

表1)横浜町の人口 (単位:人)

区分	平成22年	平成27年	比較
総数	4,881	4,535	-346
15歳未満	563	446	-117
15～64歳	2,809	2,440	-369
65歳以上	1,507	1,649	142

※年齢不詳があるため総数と内訳の合計は一致しない 出所:国勢調査により作成

産業構造は産業別生産額の構成を比較してみると第1次産業、第2次産業は増となっている。

表2)横浜町総生産構成比

(単位:%)

区分	平成21年	平成27年	比較
第1次産業	32.1	38.3	6.2
第2次産業	27.7	29.0	1.8
第3次産業	40.2	32.7	-7.5

表3)横浜町総生産(実額)

(単位:百万円)

区分	平成21年	平成27年	比較
第1次産業	6,084	8,839	2,755
第2次産業	5,235	6,677	1,442
第3次産業	7,610	7,544	-66

表2)及び表3)青森県市町村民経済計算より

また、平成22年の国勢調査の就業者数は2,482人で、平成27年の国勢調査では2,308人で174人の減少となっており、産業別にみると第二次産業、第三次産業が減少し、第一次産業が増加している。

中小企業者においても、経営者の高齢化、後継者不在等による廃業、人手不足など課題に直面している。

表4)横浜町の就業者数

(単位:人)

区分	平成22年	平成27年	比較
総数	2,482	2,308	-174
第一次産業	726	753	27
第二次産業	681	580	-101
第三次産業	1,069	947	-122

※分類不能があるため総数と内訳の合計は一致しない

出所:国勢調査により作成

このような中、平成28年1月27日に「道の駅よこはま」が国土交通省から重点「道の駅」として選定され、現在工事が進められている下北半島縦貫道の「横浜IC」が数年後「道の駅よこはま」に隣接して開通する見込みで、道の駅よこはまエリアは、産業振興、地域福祉、防災の3つのコンセプトで整備される方針となっており、「地方創生拠点」として地域の核的施設になることから、交流人口の拡大、地域経済の活性化等に取り組んでいる。

このようなことから、横浜町では各種産業への先端設備等の導入促進を支援し、生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに後継者が引き継ぎたいと思えるような取組を支援していくことが喫緊の課題である。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、横浜町経済が維持・発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

横浜町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売業、小売業等と多岐に渡り、多様な業種で構成されているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

横浜町の産業地帯は北地区、本町地区、南地区と大きく区分され沿岸線に沿って立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は横浜町全域とする。

### (2) 対象事業種・事業

横浜町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、卸売業などと多様な業種からなり、横浜町の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く生産性の向上を現実にする必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては労働生産性が年率3%以上向上することに資する見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。(ただし、生産性向上特別措置法の廃止日までとする。)

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目標とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市町村民税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。